

相談室 **Q** & **A**

社会保険関係



共働きの場合、 子どもの健康保険の被扶養者認定はどのように行うのか

先日、当社の女性社員から、自身の子どもを当社が加入する健康保険の被扶養者とすることが可能か、相談を受けました。話を詳しく聞いたところ、当社では社会保険上の被扶養者がいる場合に家族手当を支給しているのですが、当該女性社員の配偶者の会社ではそういった手当がないため、当社の健康保険の被扶養者になりたいとのことでした。健康保険は収入が高いほうの被扶養者となるとの認識ですが、配偶者の収入の確認はどのように行えばよいでしょうか。

(東京都 R社)



夫婦のどちらも健康保険の被保険者である場合、子どもは年間収入が多いほうの扶養とするのが原則である。その際の配偶者の収入確認は、給与明細や課税証明書等の公的な証明書をを用いることとされているが、被扶養者認定をする保険者等が指定できる

回答者 笠井則宏 かさい のりひろ 特定社会保険労務士(多田国際コンサルティンググループ)

1. 健康保険法における被扶養者とは

健康保険法における被扶養者とは、原則、日本国内に住所を有し、主として被保険者に生計を維持されている、以下の者（後期高齢者医療の被保険者は除く）をいいます（3条7項）。

- ①被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹
- ②被保険者の3親等内の親族（①以外）で、被保険者と同居している者
- ③被保険者と内縁関係にある配偶者の父母および子で、被保険者と同居している者（配偶者の死亡後も含む）

生計を維持されている関係であるかは、被扶養者となる対象者（以下、認定対象者）の年間収入が130万円未満※で、かつ、次の基準を満たしているかにより判断されます（昭52. 4. 6 保発9・庁保発9）。

【認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合】

被保険者の年間収入の2分の1未満であること。ただし、被保険者の年間収入を上回らず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとなる。

【認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合】

被保険者からの援助（仕送り等）による収入額より少ないこと。

※認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満。19歳以上23歳未満である場合（被保険者の配偶者を除く）は150万円未満（令7. 7. 4 保発0704第1・年管発0704第1）。

2. 夫婦のどちらも被保険者の場合の取り扱い

夫婦とも健康保険の被保険者の場合、子どもは年間収入が多いほうの被扶養者とするのが原則で

す。しかし、夫婦の年間収入の差額が1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、主として生計を維持する者の被扶養者としてとされています。なお、夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、健康保険の被保険者は年間収入を、国民健康保険の被保険者は直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれが多いほうが主として生計を維持する者となります。

また、主として生計を維持している者が健康保険法の育児休業を取得した場合、当該休業期間中は収入の減少が予測されますが、既に扶養されている子については、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者の異動は行われません。ただし、最終判断は保険者等によります。

なお、主として生計を維持している者の転職などに伴い、年間収入に逆転が生じ、被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の保険者等に認定されることを確認してから削除する必要があります（令 3. 4.30 保保発0430第2・保国発0430第1。以下、令和3年通達）。

3. 年間収入と確認方法について

夫婦共同扶養の場合における年間収入に関して、昭和60年の通知（昭60. 6.13 保険発66・庁保険発22）では、「当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする」とされていましたが、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」（上記令和3年通達）により、「過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの」となりました。

また、年間収入の確認方法は、勤務先から発行された給与明細書、市区町村から発行された課税証明書等の公的証明書等を用いて行うこととされています（令 2. 4.10 事務連絡）。ただし、夫婦の年間収入比較に係る添付書類については、保険者判断として差し支えないとされています（上記令和3年通達）。将来の見込みを確認するために、勤務先発行の証明書（収入見込証明）を求められる場合もあります。

なお、収入には給与、賞与等のほか、自営業等の年間所得額、公的年金、健康保険の出産手当金

や傷病手当金、育児休業給付金、介護休業給付金、雇用保険の失業給付等も含まれ、課税の有無にかかわらず収入と認定されます。

4. 夫婦のどちらも

被扶養者認定がされなかった場合

被扶養者認定は各保険者等が行うため、夫婦双方の保険者等でいずれも被扶養者と認定されないことが起こり得ます。その場合は、年間収入の算定根拠を明らかにした上で、保険者間で協議を行い、いずれの者の被扶養者とすべきか決定することになります。この協議が調わない場合は、初めに届け出を受理した保険者等に届け出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高いほうの被扶養者としします。標準報酬月額が同額の場合は、主として生計を維持する者の被扶養者となります。なお、夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合は、直近の課税（非課税）証明書の所得金額が多いほうを主として生計を維持する者としします。

ただし、被扶養者の認定後、その結果に異議があり申し立てを行った場合は、被保険者の在籍する事業所の所在地を管轄する地方厚生（支）局保険主管課長が関係保険者の意見を聴き、^{あつせん}斡旋を行います。

5. ご質問のケースについて

夫婦共同扶養の場合には、原則、年間収入（過去、現在、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）が多いほうの被扶養者となりますので、問い合わせをした女性社員に、配偶者とどちらの年間収入が多いのかを確認してください。年間収入に明確な差があるなら多いほうの被扶養者となりますが、差額が1割以内である場合は、主としてどちらが生計を維持しているのかにより判断することになります。

ただし、最終的には保険者等の判断となりますので、明らかに要件を満たさない場合でなければ、被扶養者申請をして確認するのがよいでしょう。なお、年収比較に用いる証明書類は保険者等により異なりますので、加入している健康保険組合のホームページや窓口で確認ください。